

館山若潮マラソン大会に係る協賛等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、館山若潮マラソン大会（以下「大会」という。）に係る協賛、出店及び写真撮影販売（以下「協賛等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)「協賛等」とは、大会及び館山市のスポーツの振興・発展に寄与するため、「金銭」、「物品」又は「金銭及び物品」を提供することをいう。

(2)「出店」とは、大会会場内で商品等の展示・販売（飲食の提供不可）することをいう。ただし、館山商工会議所郷土みやげ祭り実行委員会等に属するものは除く。

(3)「写真撮影販売」とは、販売を目的に大会会場等で選手を撮影することをいう。

(承認の基準)

第3条 協賛等は、次の各号に該当するものについて、承認することができる。

(1) 国又は地方公共団体の施策の推進上有益であると認められるもの。

(2) 堅実な活動実績を有し、かつ、大会への協賛等の能力が十分であると認められるものであること。

(3) その他、館山若潮マラソン大会事務局（以下「大会事務局」という。）又は館山市に有益であると認められるもの。

2 前項の規定にかかわらず、大会事務局で不適当と認められる協賛等については、承認しないものとする。

3 第1項の規程による協賛等の金額は、別表1及び別表2のとおりとする。

(申請の手続)

第4条 協賛等を申請しようとする者は、別紙「協賛申込書」、「出店申込書」又は「写真撮影販売申込書」を大会事務局に原則、大会実施日の前年10月末日までに申し出なければならない。

2 大会事務局は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、速やかに協賛等の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた申請者は、納付期限までに協賛金、出店料又は写真撮影販売申込額（以下「納付金」という。）を納めなければならない。

4 大会事務局は、前項の納付を確認後、協賛決定通知又は承認証を発行する。

5 第3項に規定する納付期限までに入金がなかった場合は、協賛決定通知又は承認証を発行しない。

(報告)

第5条 大会事務局が必要と認めるときは、協賛等の報告書（任意形式）の提出を求めることができる。

(その他)

第6条 大会が中止となった場合、申請者の自己都合による取りやめを含め、納付金納付後の返金は、いかなる場合も行わない。

第7条 その他、この規程にない事項等疑義が生じた場合は、双方が協議し決定するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、第43回館山若潮マラソン大会から施行する。

別表 1

【協賛】

種別	金額等	内 容	
		基本メリット	オプションメリット
特別協賛1 ※1社のみ	1,000,000 円以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ナンバーカード(上段)に企業名等掲載 サイズ:タテ 27 mm×ヨコ 150 mm程度 ・フィニッシュゲートに企業名等掲載 ・バックボードに企業名等掲載(特大) ・大会名使用权 	下記オプション品目より 6口まで
特別協賛2 ※1社のみ	800,000 円以上 1,000,000 円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・ナンバーカード(下段)に企業名等掲載 サイズ:タテ 20 mm×ヨコ 100 mm程度 ・バックボードに企業名等掲載(大) ・大会名使用权 	下記オプション品目より 5口まで
協賛1	400,000 円以上 800,000 円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・バックボードに企業名等掲載(大) ・大会名使用权 	下記オプション品目より 5口まで
協賛2	300,000 円以上 400,000 円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・バックボードに企業名等掲載(中) ・大会名使用权 	下記オプション品目より 4口まで
協賛3	200,000 円以上 300,000 円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・バックボードに企業名等掲載(中) ・大会名使用权 	下記オプション品目より 2口まで ※出店除く
協賛4	100,000 円以上 200,000 円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・バックボードに企業名等掲載(小) ・大会名使用权 	下記オプション品目より 1口 ※出店除く
協賛5	50,000 円以上 100,000 円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・バックボードに企業名等掲載(小) ・大会名使用权 	なし

《オプション品目》

No.	品 目	内 容(1口当たり)
1	HP掲載	大会公式HPに企業バナーリンク
2	HP掲載	新着情報への掲載及び大会公式フェイスブックへの投稿(1回)
3	チラシ封入	選手配布物への封入(1種類:約1万枚)
4	のぼり旗掲出	会場内へののぼり旗(7本まで)掲出
5	横断幕掲出	会場内への横断幕(2枚)掲出
6	出店※協賛2以上	会場内への出店(2×3間、飲食の提供は除く) ※テント1張・机2脚・椅子4脚貸出可

《注意事項》

- ①大会HP用バナー、のぼり旗、横断幕は企業側で用意する。
- ②のぼり旗、横断幕の設置撤去は企業側で行う。設置場所は主催者側の指定する場所とする。
- ③物品協賛の場合は、希望小売価格の 60%での金銭換算とし、物品内容については大会事務局と協議の上決める。
- ④出店について
 - ・出店場所は大会事務局で指定する。
 - ・賠償責任保険に加入していること。
- ⑤特別協賛について、前回大会の特別協賛企業の申込みを優先する。

別表 2

【出店】

No.	品目	内容	金額
1	出店(大会当日)	大会会場での出店(2×3間スペース)	50,000 円以上(市内業者:25,000 円以上)

《注意事項》

- ①物品による支払いの場合は、希望小売価格の 60%での金銭換算とし、物品の内容については大会事務局と協議の上決める。
- ②出店について出店場所は大会事務局で指定する。申込み多数の場合は事務局にて内容等を審査し選考する。
- ③出店に必要なテント、机、椅子等は出店者側で用意すること。また、強風等に対応出来る十分な安全対策を施すこと。
- ④賠償責任保険に加入していること。
- ⑤市内業者とは、市内に本店を置く者とする。

【写真撮影販売】

No.	品目	内容	金額
2	写真撮影販売	会場内等での選手の写真撮影及びインターネット等による販売 大会公式HPに企業バナー掲載(1種類) 大会公式HP新着情報への掲載(2回) 選手配布物へのチラシ封入(1種類:約1万枚) 大会名使用权	300,000 円以上

《条件》

- ①写真撮影に際し、コース上には出ないこと。
- ②ストロボは使用しないこと。
- ③安全確保のためドローン等による空撮は行わないこと。
- ④責任者は大会本部と連絡が取れる体制にあること。
- ⑤選手・応援・大会関係者が不快となるような行動は避けること。
- ⑥トラブルが発生した場合には、速やかに責任を持って対処すること。
- ⑦配置時間、人員、場所、方法等について計画書を提出すること。
- ⑧その他大会事務局の指示に従うこと。

《注意事項》

- ①写真撮影販売は1社のみ(後援企業が行う写真サービスは除く)とし、プロポーザル方式により選定する。
- ②大会HP用バナー、チラシは企業側で用意する。